（削る。）

八　申請が法第四十五条の規定によってする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

２　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

３　許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。

（起業の認可の申請）

第四条　法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　別記様式第二号による船舶件名書

二　前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類

（削る。）

（削る。）

三　申請が法第四十五条の規定によってする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

２　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（削る。）

八　母船式漁業に係る申請（起業の認可に基づく許可の申請を除く。）の場合において、母船に係る許可の申請者と当該母船と同一の船団に属する独航船等に係る許可若しくは起業の認可の申請者とが異なるとき、又は独航船等に係る許可の申請者と当該独航船等と同一の船団に属する母船に係る許可の申請者若しくは許可を受けている者とが異なるときは、当該申請につき当該異なる者の同意を証する書面

九　申請が法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者による同項第一号の許可に係るものである場合には、第五条の五第三項の認定を受けている新技術の企業化に関する実績を記載した書類

十　申請が法第五十九条の規定によってする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

２　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（新設）

（起業の認可の申請）

第五条　指定漁業につき法第五十四条第一項、第二項又は第三項の起業の認可を受けようとする者は、指定漁業ごと及び船舶ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一　別記様式第三号による船舶件名書

二　前条第一項第四号及び第五号に掲げる書類

三　母船式漁業に係る申請の場合において、母船に係る起業の認可の申請者と当該母船と同一の船団に属する独航船等に係る起業の認可の申請者とが異なるとき、又は独航船等に係る起業の認可の申請者若しくは許可を受けている者とが異なるときは、当該申請につき当該異なる者の同意を証する書面

四　申請が法第五十八条の二第三項第二号の申請に基づく許可又は起業の認可を受けている者による同項第一号の認可に係るものである場合には、前条第一項第九号に掲げる書類

五　申請が法第五十九条の規定によってする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面

２　農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

（許可又は起業の認可についての適格性の基準）

第五条の二　法第五十七条第一項第一号に該当する者の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去五年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。次条第一項において同じ。）が四点以上となつた日から五年を経過しないこととする。

一　漁業に関する法令に違反する行為により禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。）　二点

二　前号に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき　一点

三　漁業に関する法令に違反する行為（当該行為につき罰則が設けられている場合に限る。）により指定漁業の許可の取消しその他の農林水産大臣の処分を受けたとき（前各号に該当することとなつた場合を除く。）　一点

四　指定漁業の許可又は起業の認可の申請に関し虚偽の申請をしたとき　一点